

経済建設委員会会議録

令和6年9月13日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 13：39

【 案 件 】

1. 認定第11号 令和5年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
2. 認定第12号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
3. 認定第13号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
4. 認定第14号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
5. 議案第72号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
6. 議案第77号 土地の処分（筑穂地域工業団地造成用地の一部）
7. 議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）
8. 議案第79号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
9. 議案第87号 市道路線の廃止及び認定
10. 議案第88号 市道路線の認定

【 報告事項 】

1. 長崎屋の建物退去土地明渡について (商工観光課)
2. 飯塚市地方卸売市場花き部の休止について (農林振興課)
3. かわまちづくり計画（素案）の意見募集について (都市計画課)
4. 工事請負変更契約について (農業土木課)
5. 次期農業委員会の委員の任命等スケジュールについて (農業委員会事務局)
6. 工事請負契約について (企業管理課)
7. 工事請負契約について (契約課)

○副委員長

ただいまから、経済建設委員会を開会いたします。

委員会の運営方法についてお諮りいたします。当委員会に付託を受けております認定議案4件の審査につきましては、一括議題とし、まず、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。

初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑、次に、それぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論・採決は保留し、最後に認定議案ごとに、討論・採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議がないようですので、そのように運営をさせていただきます。

それでは、「認定第11号 令和5年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第14号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの4件を一括議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○企業管理課長

「認定第11号 令和5年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第14号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の4件について、一括して補足説明いたします。企業局の決算については、一般会計の官公庁会計と異なり、公営企業会計の複式簿記となります。決算書に基づき、補足資料を作成しましたので、この資料に沿ってご説明いたします。

資料「令和5年度 企業局の決算について」をお願いいたします。

まず初めに、水道事業会計の決算についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。令和5年度の給水戸数は6万231戸で、前年度より増加、給水人口は12万855人で、前年度より減少しており、近年この傾向が続いております。

4ページをお願いいたします。令和5年度の年間総配水量は1423万8003立方メートル、年間有収水量は1214万2058立方メートル、ともに前年度に比べて減少しており、有収率は85.28%で、令和4年度の全国平均89.76%及び類似団体平均値89.24%と比較して低い状況となっております。

次に、収支の状況についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。この資料の金額については概算になりますので、ご了承ください。収益的収支につきましては、収入合計が26.7億円、支出合計は24.6億円となっております。収支の結果としまして、収入のほうが多くなっており、2.1億円の純利益を計上しております。この純利益につきましては、内部留保資金等に積立てを行っております。

6ページをお願いいたします。料金収入と損益の推移をグラフで示したものでございます。今年度の料金収入は23億3千万円となっております、2億1千万円の黒字となっております。資料右上に表記しておりますが、料金収入につきましては、水道事業経営戦略に比べてほぼ同額でございますが、損益につきましては9657万円下回っており、委託料などのその他費用の増加や諸経費等の高騰等による影響によるものと考えております。

7ページをお願いいたします。資本的収支につきましては、収入合計が7.6億円、支出合計は17.7億円となっております。資本的収支の不足額が10.1億円となっております、この分につきましては、内部留保資金等で補填をしております。

8ページをお願いいたします。水道事業会計の内部留保資金等の残高の内訳です。収益的収支や資本的収支の過不足を調整しております。前年度期末残高は16.9億円、令和5年度では収益的収支の利益分を積み立てましたので、2.1億円のプラス、資本的収支の不足を補填しましたので、10.1億円のマイナス、当年度分となっておりますのが、減価償却費等の内部留保資金として積立てが10億円となり、令和5年度期末残高は18.9億円となっております。その下に5年間の推移をグラフで示しておりますが、令和4年度以降は、収支が黒字に転じたことで残高が増加している状況でございます。

9ページをお願いいたします。水道事業会計の企業債残高の状況です。前年度期末残高が83.1億円、令和5年度の返済分が5.1億円、新たな借入れが5.6億円、よって令和5年度期末残高は83.6億円となっております。

10ページをお願いいたします。令和5年度の主な事業です。収益的収支につきましては、水道施設運転管理及び料金収納等業務委託を行っております。資本的収支では、重要給水施設等配水管布設替工事につきまして、水道事業経営戦略に基づき、基幹管路及び重要給水施設への管路を重点的に、計画的に更新を行っております。主な布設替工事としまして、赤松地区配水管布設替工事などにおいて5.23キロメートルの更新を実施しております。水道事業経営戦略においての目標である年間6キロメートルを下回っております。浄水場等施設改良工事につきましては、老朽化した施設及び設備について、実際の使用年数に応じ、管路同様、計画的な更新を行っております。

11ページをお願いいたします。財務・経営の状況（指標）でございます。経常収支比率は、企業の収益性を示すもので、経常費用が経常収益でどの程度賄われているかを示す指標で、100%を上回っていれば、健全な経営状態であるとされております。令和5年度は108.41%となっております、水道事業会計として健全な経営状態であることを示しておりますが、昨年度と比較しますと、低下しております。料金回収率は給水に係る費用をどの程度水道料金で賄うことができているかを示す指標で、100%を上回っていれば、水道料金で賄えていると言えますが、令和5年度は108.95%となっております。前年度と比較しますと低下をし

ております。

12ページをお願いいたします。次に、有形固定資産減価償却率は、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかの指標でございます。49.32%となっており、類似団体と比較すると低い値となっており、前年度より1.16ポイント上昇しております。管路経年化率は法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標で、26.18%となっており、前年度より0.07ポイント上昇しております。管路更新率は、当年度に更新した指標で0.55%となっており、前年度と比較しますと0.04ポイントの減少しており、類似団体と比較しても低い状況となっております。

次に、工業用水道事業会計の決算についてご説明をいたします。14ページをお願いいたします。契約件数は6件で、年間契約水量は13万662立方メートル、年間総給水量は7万7994立方メートルとなっており、前年度に比べて年間総給水量は7924立方メートルの減となっております。

15ページをお願いいたします。収益的収支につきましては、収入合計が5495万円、支出合計は5001万円となっております。よって494万円の純利益を計上しております。この純利益につきましては、内部留保資金等に積立てをしております。工業用水道事業につきましては、主な収益が他会計補助金となっております。

16ページをお願いいたします。資本的収支につきましては、支出合計が31万円となっており、資本的収支の不足額が31万円となっておりますが、全額を内部留保資金等で補填をしております。

17ページをお願いいたします。工業用水道事業会計の内部留保資金等残高の内訳となっております。前年度期末残高は4984万円。令和5年度では、収益的収支の494万円。資本的収支の不足を補填しましたので31万円のマイナス。当年度分となっておりますのが、減価償却費等の内部留保資金として積立てが1418万円となり、令和5年度期末残高は6865万円となっております。その下に5年間の推移をグラフでお示しさせていただいております。

18ページをお願いいたします。令和5年度の主な事業となっております。浄配水施設整備事業として、津原導水管更新業務負担金を支出しております。

続きまして、下水道事業会計の決算についてご説明をいたします。20ページをお願いいたします。令和5年度の年間総処理水量は795万947立方メートルで、前年度に比べ162万6309立方メートルの増となっております。水洗化戸数は2万4857戸、水洗化人口は5万3194人で、前年度に比べて増加をしております。

21ページをお願いいたします。収益的収支につきましては、収入合計が20.7億円、支出合計は18億円となっております。よって、2.7億円の純利益を計上しております。この純利益につきましては、内部留保資金等に積立てを行っております。

22ページをお願いいたします。使用料収入及び損益の推移を示したものです。前年度と比較して、使用料の増と修繕費等の減により損益は増加しております。

23ページをお願いいたします。資本的収支につきましては、収入合計が13.4億円、支出合計は20.3億円となっております。資本的収支の不足額が6.9億円となっており、この分につきましては、内部留保資金等で補填をしております。

24ページをお願いいたします。下水道事業会計の内部留保資金等の残高の内訳でございます。収益的収支や資本的収支の過不足を調整しております。前年度期末残高は、10.8億円、令和5年度の収益的収支につきましては、純利益がございましたので、2.7億円のプラス、資本的収支の不足を補填しましたので、6.9億円のマイナス、当年度分は減価償却費等の内部留保資金として積立てによる6億円となり、令和5年度期末残高は12.6億円となっております。その下に5年間の推移をグラフでお示しさせていただいております。

25ページをお願いいたします。下水道事業会計の企業債残高の状況でございます。前年度期末残高が109.7億円、令和5年度の返済分が6.6億円、新たな借入れ分が5.8億円、よって令和5年度期末残高は108.9億円となっております。

26ページをお願いいたします。令和5年度の主な事業となっております。施設整備事業として、水江雨水ポンプ場の新設工事や、ポンプ場等施設改良事業として、終末処理場No.3ブロワ設備改良工事などを実施しております。

27ページをお願いいたします。財務・経営の状況（指標）でございます。経常収支比率は112%、経費回収率は100%となっております。有形固定資産減価償却率は、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかの指標で、47.08%となっております。前年度より0.11ポイント減少しておりますが、類似団体と比較すると高い値となっております。

最後に、病院事業の決算についてご説明をさせていただきます。29ページをお願いいたします。収益的収支につきましては、収入合計が5億円、支出合計は4.9億円となっております。よって0.1億円の純利益を計上しております。現金による収支は、表の中ほどになりますけれども、収入支出ともに2.9億円となっており、長期前受金戻入による現金の収入を伴わない収益が利益となっております。

30ページをお願いいたします。収益的収支の決算の結果、剰余金計算に記載しておりますように、当年度純利益に前年度繰越欠損金を加えた結果、当年度未処理欠損金は8億9368万円となっております。病院事業会計では収益的収支は欠損金を繰り越しており、損益が累積しておりますが、この欠損金は現金の支出を伴わないため、この欠損金より病院運営への影響や病院事業会計の資金不足につながるものではございません。

31ページをお願いいたします。資本的収支につきましては、収入支出ともに合計が2.1億円となっております。資本的収支の不足額はございません。

32ページをお願いいたします。病院事業会計の企業債残高の状況でございます。企業債の元利償還金は交付税の額を除き、指定管理者の負担となっております。

以上で、認定議案4件の補足説明を終わります。

引き続きまして、9月11日、本会議の「認定第14号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の議案質疑の中で、川上議員から審査要望がございました決算書89ページ、決算附属書の「令和5年度飯塚市立病院事業報告書」（2）経営指標に関する事項の最後に、「今後、経営状況を鑑みた更新計画の検討が必要である」とあるが、「経営状況を鑑みた」というのはどのような意味か、というご質問がございましたので、回答させていただきます。

飯塚市立病院では、高額な医療機器につきましては、病院事業債を借り入れ、購入を行っております。今後、CT、MRIの購入を予定されておりますが、現在も新棟建築工事や改修工事等の際に借り入れた分の償還を行っているため、無理な返済計画とならないよう、負担を平準化し、計画的に更新していく必要があることから、今後、経営状況を鑑みた更新計画の検討が必要であると考えております。

以上、審査要望に対する回答を終わります。

○副委員長

補足説明が終わりましたので、審査に入ります。初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 10：17

再開 10：17

委員会を再開いたします。

「認定第11号 令和5年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

成果説明書の82ページ、事務事業名が工業用水道事業補助金交付事業。前年度、今年度、次年度の記載欄に関係課を含めて廃止の検討を行う、これまで以上の支出不足が見込まれているため、経営の安定化に向けた対策が問題であり、また廃止に向けた対応が必要などの記載があるが、これまでの検討内容を踏まえて、令和7年度に向けた対応方針などあるのかお尋ねいたします。

○副委員長

坂平委員、一般会計の商工費のところか何かの質問でしょう。すみませんが、それは決算特別委員会の審査に回していただいて、認定第11号の水道事業のほうを質問されるならば、それは工業用水道事業の会計だと思いますので、その際に質問してください。

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

最初に工業用水の話が出ましたので、ちょっと内容をお聞きしたいんです。416万円の黒字ということでありましたけど、一般会計からの補助金が3784万円ということですよ。

○副委員長

今は認定第11号ですよ。（発言する者あり）取りあえず認定第11号からです。

○城丸委員

すみません。給水戸数の減少が続いているということをちょっと言われましたけど、その理由を教えてください。それと、今、核家族化によって、人口は減少しているけど、何か住宅戸数は増えているんじゃないかと、この前何か一般質問の中でもそんな感じがしましたけど。給水戸数が減少しているという理由を教えてください。

○企業管理課長

先ほどの説明の中で、給水人口は減少しておりますが、給水戸数は増加ということで説明をさせていただいております。委員がおっしゃいますとおり、核家族化の増、マンション等の立地が進んでいることで、給水人口は減少しておりますけども、給水戸数は増加している状況ではないかと考えております。

○城丸委員

それと、有収率の関係ですけど、85.28%ということで減少しておりますよね。それで管の布設替とかいろいろやってあると思いますけど、15%ぐらい水を損しているという状況にあると思うんですけど、これはまずどういう理由なのかということと、他の団体と比べてどうなのかというのがちょっと知りたいです。

○企業管理課長

有収率が下がっている原因としまして、有収率は年間配水量に対する年間有収水量の割合でございます。有収率の低下は、無収水量に影響されております。無収水量の大部分は、委員のおっしゃいますとおり漏水等が考えられるため、漏水の増加が考えられております。この対応としまして、老朽管の布設替等で対応はしていきたいと考えております。

令和4年度の値でございますけれども、他類似団体の数値としましては89.24%となっておりますので、本市のほうが高い状況となっております。

○城丸委員

うちの管あたりのほうは、要は古いと、布設替も追いついてないということなんでしょうけど、やはり水を大分損していますね。その辺やはり、先ほど減価償却のところでもありましたけど、お金がかかりますので大変だろうと思いますけど、水をあんまり損しないように、よろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

先ほど説明しましたことに対して答弁をお願いします。

○経済政策推進室長

工業用水道事業につきましては、産業の振興という観点から、私ども経済政策推進室のほう事業のほうを執り行わせていただいております。この工業用水道事業につきましては、産炭地域の産業基盤の整備を目的に事業を開始しておりますが、給水から50年以上が経過し、委員がご指摘のとおり、今、決算のほうでもお話しておりますが、廃止の方向という形で検討しているところでございます。多くの企業が上水道を使用し、事業活動を行う中、その役割は十分に果たしているというふうに考えております。また、布設替の更新時期を迎え、莫大な更新費用を支出することは、現実的にも不可能であるとも考えております。上水道への切替え、その際の使用料の激変緩和などにつきまして、企業局にご相談しながら、廃止の方向性という認識を持って、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○坂平委員

老朽化、これ何年たちますか。当初、工業用水を設置してから。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

昭和45年に布設をされておりますので、54年経過しております。

○坂平委員

基本的にもうかなり老朽化というよりも、もう完全に駄目なんでしょう、要するに。津原導水管の新設を今やっていますよね。これは総額どのぐらいの予算規模になりますか。

○上水道課長

津原導水管更新事業の総事業費といたしましては、13億5158万7千円としております。

○坂平委員

工業用水は工業するのに対して絶対的に必要だとは思いますが、当初やって五十何年もたっているわけだから、これ補助金を出しているわけよね。この補助金も出して、今修繕費がそのぐらいかかると。これをどういうふうに将来、検討していきますということで先ほどから言っているけれど、基本的にこの工業用水を支給しないと、事業者はもう事業できないんですか。上水のほうに替えるというような考え方はないのか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

工業用水から上水のほうに替えることはできるんですけども、ただ、工業用水から上水のほうに替えることは可能ではあるかと思っておりますけれども、工業用水での設備を入れられている企業さんもいらっしゃいますので、上水に合わせた設備にやり替えたりする必要が出てくるかと考えております。

○坂平委員

設備がそういうような工業用水の設備でやっていると。これ今からこれだけの費用がかかるんだけど、デメリットを計算したらどんなふうになるのか。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:30

再開 10:30

委員会を再開いたします。

○経済政策推進室長

全管路の更新費用というのが10億円以上かかる試算をしております。それから、当面のところの老朽管の更新費用というのも、その半分程度、5億円程度はかかると。そしてまた、毎年4千万円から、最低5100万円のときもありましたが、そういった数千万円規模の一般会計からの補助金というのを支出している、そういった状況になっており、これにつきましても私どもは廃止の方向性を考える上で、今、検討しているところでございます。

○坂平委員

ここで聞くけど、久保白ダムから明星寺のほうに上がっているわけでしょう。明星寺からどこまで行っているんですか、庄司まで行っているんですか、工業用水の導水管は。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

管につきましては、吉北の健康の森公園のところまで、管全体で11キロメートル布設されております。

○坂平委員

これ、11キロメートルの区間が全て老朽化しているわけでしょう。違いますか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

全体が11キロメートルにはなりますけれども、今老朽化している部分の更新事業をしておりますのは4.6キロメートルとなっております。

○坂平委員

今、11キロメートルのうち4.6キロメートルが老朽化と。11キロメートルの区間は、これはもう何年ぐらい経過しているんですか。今、4.6キロメートル以外の残りの区間は何年ぐらい経過しているのか。

○経済政策推進室長

すみません、もう一度整理してお答えさせていただきます。昭和45年10月に、工業用水の管を布設いたしまして、それが津島工業団地の手前のほうまで布設しております。それから平成9年10月に津島工業団地へ給水を開始し、平成16年4月に健康の森のほうまで引き込んでおります。そういったことで、11キロメートルのうちの4.6キロメートルは比較的新しい管という形になります。

○坂平委員

新しい管というのは何年経過しているのか。

○上水道課長

津島工業団地に向かう管路の―――。（発言する者あり）

古くて27年経過しております。新しいものについては21年経過しております。

○坂平委員

老朽化して整備をし直しているところが51年と言ったかな。45年と言ったかな。（発言する者あり）50年。そしたら、あと、今言っていたその25年ぐらい経過していると、あと25年したらこれも駄目になるんですか。この導水管の耐用年数というのはどのぐらいで考えているのか。

○上水道課長

導水管の法定耐用年数及び更新基準年数は40年で設定をさせていただいております。

○坂平委員

そしたら今、計算すると、もうあと十何年かしかもたないということですね。だからその辺りも考えて、早急にこれの対応を考えないと。今、これだけの財政シミュレーションも出てきた中において、こういう収益、この工業用水、これで実際、どのぐらいの雇用とかそういうのまで全部入れていくと、そういう収支計算を全部していった場合に、それだけの投資ができる

のかなど。だから、水がなければ工場も稼働しないという、何らかの、この時期ではもう施策を既に考えていていないと。ここには書いてあるけれど、老朽化による工事の周知及び廃止に向けた調整作業ということでは書いてあるよね。だからこれをどうするかという、長引かせずに近々に検討して、方向性を出してください。

○経済政策推進室長

工業用水道事業につきましては、沢井製薬さんをはじめ、企業の大きな工場の給水という役割もございまして。ただ冒頭にご説明いたしましたとおり、多くの企業がもう上水道を使用して事業活動を行っております。そういった中では、役割は十分に果たしているというふうに私どもは認識いたしております。そういった中で、委員にご指摘いただきましたように、廃止の具体的な時期を明確にしながら、対象企業と調整を進めてまいります。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

今、工業用水は上水道を使っているという企業さんもいらっしゃる。金額的にはどうなるんですか。工業用水と上水道、それはもう全く同じに設定してあるんですか。

○企業管理課長

工業用水と上水道とを比較しますと、上水道のほうが金額的には高くなるものでございます。

○瀬戸委員

具体的に、立方メートル当たりどのぐらい違うとかあるんですか。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:38

再開 10:38

委員会を再開いたします。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

令和4年度の給水量の実績からしますと、約2倍弱というふうになっております。

○副委員長

金額は2倍以上するのか。上水1立方メートルに対して——（発言する者あり）それを金額で言わないと。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

はい、そのとおりでございます。

○副委員長

ちゃんと数字を言わないと。

暫時休憩いたします。

休憩 10:39

再開 10:48

委員会を再開いたします。

○企業管理課長

工業用水の料金等につきましては、使用水量によって異なりますけれども、工業用水につきましては、1立米当たり税抜で30円ということになっております。これを水道に直しますと、その使用水量にもよって変わりますけれども、倍ぐらいから倍以上ぐらいの金額になるかと思っております。

○瀬戸委員

上水道の場合、口径が違うからいろいろ違うということですが、大方倍ということですね。これ、企業として、その倍になって、ましてやまた設備等を替えなくてはいけないということ

になって、相当な負担がかかってくると思うんですけど、これに対する緩和策とか、何か補助とか、いろいろ考えてありますでしょうか。

○経済政策推進室長

激変緩和というところで、東京都等の事例なども調査をした上で、激変緩和については、5年間の段階的な上水道の料金への緩和措置といいますか、そういったところも含めて、まだ経済政策推進室の内部ではございますが、検討しているという状況でございます。

○瀬戸委員

東京都と言われていますけど、類似団体、いわゆる飯塚市と似たところでいろいろ調査してもらって、工業用水を使っているところ、上水道を使っているところ、それぞれあるでしょうから、その辺も調査されて、そういう政策を進めていただきたいなと思うのと、それと、昨日も出ています歳入に関して、やはり非常に、企業誘致をして定住政策をつくっていくというのは、社員に対して大切なことだと思ってます。だから企業さんが逃げるような、これはきついというような政策をやらなくて、やはり企業さんが喜んで飯塚市で起業して事業されるようなことを考えて、今言われた激変緩和措置をつくってほしいなと、これは要望しておきます。よろしく願いいたします。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第13号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。議題中、「認定第11号 令和5年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 令和5年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第12号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第13号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(意義なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する討論を許

します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第14号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第72号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

「議案第72号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明をいたします。

予算書21ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとして、22ページに記載しております。詳細につきまして、事項別明細書により歳入をご説明させていただきます。

23ページをお願いします。第2款、第1項、一般会計繰入金につきましては、1億2221万5千円を減額いたしております。第5款、第1項、財産売払収入につきましては、1億2221万5千円を増額いたしております。歳入予算総額の補正はございませんが、財産売払収入の増額分と同額を一般会計繰入金から減額するものでございます。

以上、説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

この財産売払いなんですけど、これは買うと言ってからあまり期間がなかったと思うんですけど、前から売払いした会社から話があったんですか。

○副委員長

今の質問は、議案第77号でやってください。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第72号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 土地の処分(筑穂地域工業団地造成用地の一部)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

「議案第77号 土地の処分(筑穂地域工業団地造成用地の一部)」について補足説明をいたします。

議案書の20ページをお願いいたします。取得申請がございましたDIST株式会社は、プレキャスト製品の研究及び開発等を行う企業でございます。また、議案に上程させていただいております対象地を使用する株式会社ドーケンの出資企業でございます。

現在、筑穂元吉地内で製造業をされている株式会社ドーケンの事業集約及び拡大に伴う用地に活用する目的として、筑穂地域工業団地造成用地の一部、南東側の6万3029.61平方

メートル、約1万9100坪の当該地の取得を希望されたところでございます。これは全体敷地面積に対しまして約25%となります。

当室といたしましては、市内企業の市外移転の防止による市民の雇用の場の確保、税収の維持、地場産業の振興といった観点から、また当該工業団地造成事業費削減のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該地をDIST株式会社に売却したいと考えております。

処分価格は1億2221万5千円でございます。飯塚市が日鉄鉱業株式会社から取得した価格は1平方メートル当たり773円、1坪3.3平方メートル換算で約2550円に対しまして、飯塚市が売却する当該企業への処分単価につきましては、1平方メートル当たり1939円、1坪当たり6398円となり、約2.5倍となります。

法人の履歴事項全部証明書によりますと、DIST株式会社の本社は福岡市博多区博多駅東一丁目11番15号博多駅東口ビル203、代表取締役は安永規夫氏でございます。現在、60名の従業員が雇用されており、うち飯塚市民が27名となっております。工場新設に伴う新規雇用につきましては、工場稼働予定の令和10年10月までに19人の雇用を予定しております。

なお、施設整備に当たりましては、できる限り地元事業者を活用いただくようお願いしております。

21ページに処分する財産の明細表を、22ページに位置図を添付しております。

以上、議案第77号の補足説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

これは日鉄鉱業から買ったんですかね。それは期日はいつでしたか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

令和6年5月7日に契約いたしまして、令和6年6月27日、6月市議会の最終日になりますけれども、この日付で議決をいただいて売買しております。

○瀬戸委員

となると、今回出ているのは9月3日に提出してありますけど、その前からずっとこの、DIST株式会社ですか、というところはもう飯塚市から出ていくというような話があって、詰めていって、今回ここで出たからここはどうですかとお勧めになったんでしょうか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

今回、当該地を使用します株式会社ドーケンにつきましては、令和3年2月に事業拡大に伴う工場の建設のための用地確保について相談を受けたのが最初でございます。その際、適地が見つからない場合は、市外の、北九州市になりますけれども、土地を購入して移転せざるを得ないといった状況でございました。その後、市内企業の市外移転防止のために、市内工業団地内の未利用地の民間所有地を紹介しましたが、不調となりましたことから、ほかに市内に適地が見つからず、当該企業に勤務する従業員の雇用の確保も考えまして、嘉麻市の土地を紹介いたしましたが、接道の関係で折り合わず不調となっております。今回、日鉄鉱業株式会社の土地が取得の方向となりましたので、令和5年に同社と、また、同社のほうから当該地の活用について相談がありましたので、この土地への誘致について協議を開始し、現在に至ったところでございます。

○瀬戸委員

それと、これは地図で見ると、一番左側のところが分筆、ここを分筆して売るということでしょけど、これは場所的にどうしてここになったんですか。

○経済政策推進室長

株式会社ドーケンにつきましては、直線距離で200メートル以上の長さの土地が必要とされておりまして、この点につきましては、令和3年度から土地をご紹介しておりましたけれども、協議がまとまらなかった要因の一つでございます。現在、基本設計を行っておりますが今後土地利用計画について重ねてまいりますけれども、敷地全体を見まして、図面の左側の敷地は地盤が悪く、緑地等で活用する予定としております。右側の真ん中辺り、中央部分を売却いたしますと、今後の市の設計のほうに影響が出るため、売却位置につきましては、外周部分に面した敷地の南側か北側となります。敷地の北側につきましては、県営河川であります馬敷川に隣接しておりまして、福岡県との開発行為に係る事前協議におきまして、敷地内の雨水は、馬敷川に放流することについて県から意見がございまして、北側部分には調整池を設置することを想定しております。そのようなことから、今回敷地の南側部分、今回の当該地につきまして売却するものでございます。

○瀬戸委員

経済政策推進室。非常に今、工業団地をいろいろ造って、いろんな企業を誘致していただいています。今回も、早々にそういうところを逃さないように交渉されて、こういう土地に連れて来られたと。これからも、今、工業用地で古くなっているところもたくさんあると思います。建て替えとか、その場所がもうちょっと広く欲しくて、なければ外に出ていくとか、市外に出ていくとかいうことはあると思うんですね。これからもしっかりとこのような仕事をしていただくようお願いをしております。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

ドーケンさんなんですけど、今現状、工場がありますけど、これ集約ということで、今の工場はもう空き家になるわけですか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

既存の工場につきましても、並行してそのまま活用されるということで聞いております。

○深町委員

そのまま活用するということなら、2か所で操業するということですね。今後、今の旧筑穂町の上にありますドーケンさん、その工場はそのまましながら、新たにこちらにも第2工場にするということですか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

はい。既存の工場をそのまま操業しながら、今回の土地につきましては事業拡大としての用地となっております。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

私が今から質問することは、この土地売却のことで、ちょっと整合性があるかないかというのは分かりませんが、飯塚市が今度筑穂地域工業団地を新しく新設しますよね。この土地は非常に、先ほどの説明であれば、ある一定の長い距離があると。これ陥没地もあるわけよね、今度、新しく購入した所は。これはあくまでもその道路に面した部分、2.5倍の価格で転売はされてありますけど、後に造成をするときの株式会社ドーケンとの関係、市が造成するに当たって、開発が当然出てくると思いますので、何ていうかな、排水の関係、そういうものは全部打合せができていますのか。この株式会社ドーケンと。別々で開発申請をするのか、その辺りはどんなふうになっているのか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

開発行為につきましては、別々での開発行為となります。しかしながら隣接する土地になり

ますので、開発行為の内容等、今回、市の開発行為につきましては今後、来年の夏までに基本設計を行うこととしておりますけれども、そういったところも、この企業と内容を調整しながら、進めてまいりたいと考えております。

○坂平委員

双方、合同で開発申請をするのか、別々で開発申請を出すのか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

別々での開発申請となります。

○坂平委員

そしたら排水計画なんかはどういうふうになるのか。別々の排水の流末処理の排水関係も持っていくのか。同じところに持って来るのか。そのあたりの見解はどんなふうになっているのか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

敷地内の排水につきましては、最終的に福岡県営河川の馬敷川のほうに放流する計画となるかと思っておりますけれども、開発行為の中で別々に調整池を造って、こちらのほうに放流する形になります。

○経済政策推進室長

福岡県のほうの開発行為、敷地の面積から開発行為となります。開発行為につきましては別々に申請をいたしますが、事前の協議段階から、市の担当とドーケンさんのほうの担当と一緒に話をしているという状況でございます。排水につきましては、県営河川の馬敷川のほう、敷地の北側となりますが、こちらのほうにドーケンさんの敷地の排水も、飯塚市の工業団地の排水も流すようにしております。ただ、別々の開発申請となりますので、ドーケンさんはドーケンさんで調整池を造り、飯塚市は飯塚市で、飯塚市だけの敷地面積に合う流量での調整池を造ってまいります。ただ、その管路につきましては、どこかで接続をしたほうがいいのか、それとも、河川に別々に放流したほうがいいのか、これは今後の協議になってまいります。

○坂平委員

そのあたり、どっちみち今からの協議になると思います。ただ調整池を、お互いに1つの調整池でクリアできるなら、1つの費用分担、面積割でもいいし、それから先はあなた方の仕事でしょうから。流末処理にしても、馬敷川に流すにしても、途中の排水路、これも、恐らく一緒になるんじゃないの。だからそのあたりを、途中売買するときにそういう話はまだ全くしてないんですか。

○経済政策推進室長

排水の管、ドーケンが南側の敷地から北側まで、工業団地の敷地内を通る計画について今、調整をしております。ただこれにつきましては埋設管について、ドーケンさんのほうが費用負担をするような調整をしているところでございますが、委員がご指摘のとおり、飯塚市がもし、共有できるような、そういった管路も含めて、その管を飯塚市も接続をして一緒に使うような形が取れば、それは最もいい最善策になるのかなとは考えておりますが、今のところ道路計画がまだ未定となっておりますので、そこにつきましては、今後しっかり協議してまいりたいと考えております。

○坂平委員

単刀直入に言わせていただくと、敷地の中で一番いいスペースを、道路に面して取っているわけよね。ここの工業団地、筑穂地域工業団地にしては。工業団地は当然たくさん必要だろうと思います。その立地条件から言うと、一番いい所を取っているわけよ。あんまり言いたくはないけど。あとは、敷地的に落差はあるし、事業費はかかるし、これ、想定的に事業費で全事業をしたときの総工費、土地に換算したときにどのぐらいの金額になるかということ、今回だけではなく、今から先も出てくることだろうと思います。だから企業誘致推進室長も、しっ

かり外回りをして頑張っていると思うけど、総体的なことをやはり考えてやっていかないと、残った敷地の中で造成費用がかかり過ぎるという観点が強いわけよね。だからそのあたりを今から先考えた中で、用地の売却なんかもやっていってほしいなというのが私の感覚でございます。だからしっかり、今から先も頑張ってください。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第77号 土地の処分（筑穂地域工業団地造成用地の一部）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」について、ご説明をいたします。

議案書の23ページをお願いいたします。本案は地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

本件事故は、令和6年6月23日、日曜日、午後5時30分頃、飯塚市柏の森地内におきまして、相手方が市道折口・天神坂線を西方面から北東方面へ走行中、道路脇に生えている樹木の枝が折れて落下し、車両のボンネット、天井等を損傷させたものです。

事故によります市の過失は100%で示談が成立しており、損害賠償額は67万6418円となっております。

道路の点検補修につきましては、日頃よりホームページ等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、危険箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、今後は一層の留意を行い再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕二委員

すみません。これは7月31日の委員会で報告されたところですよ。

○土木管理課長

はい、そうでございます。

○田中裕二委員

道路脇に生えている樹木の枝が折れて落下し、とありますが、この道路脇は市の土地ですよ。

○土木管理課長

市道ののり面でございます。

○田中裕二委員

それではもし仮に、民有地から生えている木の枝が市道に覆いかぶさっている所、たくさんあると思います。その木の枝が折れて、市道を走っている車に、今回と同じように落下したときに、車に傷がついたと。そのときの損害はどこが補償するようになるのでしょうか。

○土木管理課長

その場合には、土地の所有者となると思います。

○田中裕二委員

ということは、市道を走っていたとしても市が責任を負うようなことはないという、そういう考えでよろしいですね。

○土木管理課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

それでは、今後このようなことがないようにしっかりと、という話でございましたが、これ本当に大変たくさんあると思うんですね。そのあたりもしっかりとこういうことが起こらないように、見回りといいますか、対応していただきたいと思います。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第79号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上水道課長

「議案第79号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」について補足説明をいたします。

議案書の26ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、令和5年11月16日の経済建設委員会にて報告させていただきました、公道上における交通事故に係る人身損害賠償を行うため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号、地方公営企業法第40条第2項及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例第7条第1項第2号及び第4号の規定により本案を提出するものでございます。

まず、人身損害賠償の額は、167万9192円です。事故の発生日時、場所につきましては、令和5年10月11日、水曜日、午前9時頃、場所は飯塚市秋松地内でございます。相手方は、車両の運転手及び2名の同乗者でございます。

事故の概要につきましては、28ページの事故現場見取図にも示しておりますが、上水道課職員が水道管の修繕現場へ向かう途中、三差路を右折するため左方向の確認を行いながら減速をしていたところ、前方の相手方車両が停止していることに気づくのが遅れ、相手方車両に接触し、相手方を負傷させたものであります。事故の発生原因といたしましては、前方不注意によるものであります。損害の状況ですが、相手方運転手と同乗者1名は、頸椎捻挫と腰椎捻挫であり、ほかの同乗者1名は交通外傷の疑いとのことでございます。

示談の内容といたしましては、この事故に係る過失割合は100%市側にあり、損害賠償額に治療費及び慰謝料等といたしまして167万9192円の支払い義務があることを認め、相手方と合意・和解を踏まえ、支払うものでございます。

今後も交通安全に対する一層の注意喚起を行い、交通事故の再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、議案第79号の補足説明を終わらせていただきます。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

事故の概要を見ると、市の上水道課職員さんが、三差路を右折するために、確認を行いながら減速をしていた、前に車が停まっていた。どうもこれ説明がちょっとおかしいのではないかな。前に車がいたんでしょ。前に車が停まっていて、前の車はまだ道路を左折するかも知れないけど、ここから右折するのに減速していたのに、何でそのようなことになるのか。これはノーブレーキで行っているんですか。時速何キロぐらいでぶつかっているんですか。頸椎とか腰椎とか捻挫していますけど、相当ひどい事故じゃないかなと思うんですけど、どういう状況か、もう一回説明してください。

○上水道課長

当時、職員が右折するために、左側の車線、県道飯塚大野城線ですけれども、左側から、弁分方面から徳前方面に向かう車のほうに物すごく気を取られて、確認をしながら、当然一旦停止がありますので減速は行っていたと思います。当時のスピードで、恐らく、時速20キロぐらい、すみません、ちょっと分かりませんが。

○瀬戸委員

出る道路を走っている車に気を取られてということと言われたんでしょ。前に車が停まっているわけでしょう。それを何で先ばかり見てこの車に気づかないんですか。どう考えても意味が分からないんですけど。事故を起こした職員さんからよく聞き取りをされましたか。保険屋からも相当調査が入っていると思いますけど、保険屋はそれで納得しているんですか。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:25

再開 11:26

委員会を再開いたします。

○瀬戸委員

事故を起こした職員さんとかに指導すると言ったけど、きっちり、こういうことが二度と起きないように、ちょっと厳しく、多分これよそ見をしていたんだろーと思いますよ。前に車が停まって分からない人はほとんどいないから、多分これは言い訳であって、僕から考えると、どうも納得いかない。だからそれをきっちり正して、こういうことがないように、出会い頭とかだったら分かるんだけど、停まっている車に当たったわけだから。おまけに時速20キロでこんなに頸椎とか腰椎まで損傷するとか、ぶつかったほうも病院に行って、医者は、言われればそのままでしょうけど、もう少しちょっと注意して、厳しく指導してあげてください。お願いします。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第79号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 市道路線の廃止及び認定」を議題といたします。執行部の補足説明

を求めます。

○土木管理課長

「議案第87号 市道路線の廃止及び認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書52ページをお願いいたします。市道路線の廃止及び認定につきましては、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止及び認定するに当たり、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。

このたびの市道の廃止及び認定は、1市4町合併による行政界の廃止等に伴い、各市町で管理していた道路の管理を統一するため、市道路線の整理統合を行った際に、誤って認定していた事例が発覚したことによるものです。

廃止する路線は、1、市道廃止路線明細に記載しておりますとおり、1路線27.6メートル。改めて市道として認定する路線は、2、市道認定路線明細に記載しておりますとおり、1路線31.5メートルでございます。

議案書53ページをお願いいたします。今回廃止及び認定する路線の場所は、飯塚市上三緒地内であります。路線図の右側が廃止する路線、上方線、左側が改めて市道として認定する路線、上三緒・宮柱線となっております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

これは、幅員が3.4メートルになっていますけど、市道の認定の場合に、いろいろ規定があると思うんですが、これは側溝とか全部整備されてある道路なんですか。

○土木管理課長

従前の認定箇所につきましては、旧飯塚市で、以前からずっと認定された箇所、道路の側溝はあります。

○瀬戸委員

今の基準で言えば3.4メートルは取ってないでしょう、道路認定するのに。幅員とか、今の基準ですよ。今の基準じゃ、3.4メートルとか、その道路は取っているんですか。

○土木管理課長

以前からずっとある市道でありまして、以前からずっと市道があります案件で、要はもともと間違っていたのを、従前の市道に戻すという感じになっております。改めて認定する市道ではありません。

○瀬戸委員

よく以前の、まだ開発指導要綱ができる前の道路で、ミニ開発の道路ですね。やはり4メートルとか、4メートルぎりぎり、側溝が入っていて4メートルの道路とかがまだありますけど、それを持ち込むと認定できませんと言われるんですけど、しかしそれはもう道路として取って、道路として扱っているんですよ。そして道路も行き止まりにもなっていないけど、そういうものは取れなくて、これ以前は3.4メートルで使っていたからそのまま取るということですけど、そういう道路は、今言っているような道路、民事開発したところの道路は、こういうふうな扱いにならない。取れないんですか。

○土木管理課長

そのとおりでございます。

○瀬戸委員

取れない。これね、ちょっと僕思うんだけど、そこに家が立ち込んで、皆さん固定資産税も払ってある、住民税も払ってある、そして道路も、市で取ってあるから使われるけど、結局市

が持ってないとなかなかその後の整備というのが、傷んだときに整備をやってくれないじゃないですか。もうその開発をした業者がいないとか多いですからね。これは何とか取れないんですか。こういう、3.4メートルを以前からあったとして。それも、開発指導要綱ができる前ですから、相当以前から造っているわけじゃないですか。おまけにそれだけの、住民が張りついて住んである。住民税も固定資産税も払ってある。そういう道路こそ何とか考えてもらって、救済のほうができるようにできないですか。

○都市建設部長

今委員のおっしゃられる問題につきましては、今現在の基準といいますのは、当然ミニ開発、開発指導要綱で、基準に合わせて、当然両サイド側溝をつけて、それなりに幅員を確保した分を寄附もしくは帰属というふうな形で市が管理しております。ただ、従前から、開発指導要綱が制定される前の道路というのがやはり存在します。ただその部分を全体的に市が管理するというふうになると、やはり問題というのが、新たにそこに側溝がないとか、舗装もできてないというようなところがございますので、本来市が管理するということにつきましては、その構造をまた新たに全て改良しなくてはいけないというふうなことになりますので、そこについては、今後そういった問題も出てくると思いますので、先進地の事例とかそういったところを見ながら調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○瀬戸委員

今言ったように15軒とか、10軒とか、張りついて生活しているわけじゃないですか。開発業者がいない、いわゆる道路補修もできない。側溝に蓋がかぶっているか、かぶっていないか知らない、そういうかぶっているところもあれば、かぶっていないところもあります。そういうのは、やはり住民税も固定資産税も払っているわけだから、市のほうが取ってやるべきじゃないですか。飯塚市はそのぐらいの優しさを持って。開発指導要綱とかいうのは、僕から言ってみればお願いじゃないですか。条例でもないし、勝手に都市計画をまねてやっているだけです。ミニ開発で、そういう狭隘な道を造ったりとか、環境のよくない住宅がたくさんできていましたので、言われることは分かるんですけど、でも、たくさん張りついて住んでいる方がいらっしゃるから、住民を保護する観点とかそういう意味で、もう少しちょっと、調査はしなくていいですから考えてください。よろしくお願いします。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

市道路線の廃止、これ1.1メートル、こういうのが市道でまだ残っておりますか。

○土木管理課長

残っている部分もあります。

○坂平委員

飯塚市は道路台帳があるでしょう。道路台帳には上がっているのか。

○土木管理課長

道路台帳にも上がっております。

○坂平委員

そしたら、道路台帳を見ればすぐ分かるわけでしょう。3か月か4か月に1回、定例会があるたびにこういうのが出てくる、廃止が。認定は、新しく道路ができたりしていいかもしれないけど。道路台帳があって、こういうのがぼつんぼつんと出てくる。道路台帳はチェックしているのか。

○土木管理課長

今後、道路台帳を整備していきます。すみません。

○坂平委員

くどくは言いませんけど、道路台帳があるのであれば、今の市道認定の規格に入っているか、入っていないか、一目瞭然で分かるじゃないですか。先ほどから言うように、新規市道認定をするのは、新しく道路ができれば、いろいろ住宅ができたりして、申請があれば寄附採納とかそういうので新しく認定しましょうけど、廃止のほうは、一定の期間をもって、道路台帳があるのは机上でできる仕事だから、チェックしたほうがいいと思いますよ。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第87号 市道路線の廃止及び認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第88号 市道路線の認定」について、補足説明させていただきます。

議案書54ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、6路線、延長644.5メートルでございます。市道認定路線明細に記載しております一連番号1番の路線は寄附採納に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は55ページに記載しております。

続きまして、市道認定路線明細に記載しております一連番号2番から6番までの路線は路線見直しに伴う路線認定を行うものです。路線箇所は56ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

これ、まさに、6番、4メートルじゃないですか、4メートル。これ、一連の流れで認定し直しということですけど、これもやはり舗装と側溝が入っている道なんですか。

○土木管理課長

舗装も市道の基準を満たしております。道路構造物も基準を満たしております。側溝がある部分もあれば擁壁の部分もあります。

○瀬戸委員

じゃあさっき言った側溝が入っていて舗装がきちっとしてあれば、4メートルでも取れるということでしょう。

○土木管理課長

現在の基準に合えばもらえるということでございます。

○瀬戸委員

6メートルなくても、4メートル道路でも、基準に合っていれば取れる。基準というのは舗装と蓋掛けの側溝がついているとかそういうことでしょう。

○土木管理課長

そのとおりでございます。4メートル以上確保できるものであって、道路両端が公道に接す

るものであること。ただし、道路幅員では、当該道路は通勤・通学及び買物、住民に密接な関係にあるもの並びに両端に公道を接続するに当たっては、当該道路の一方が公道に接するところでございます。

○瀬戸委員

4メートルは側溝込みということですか。

○土木管理課長

側溝込みですね、蓋つきの側溝。

○瀬戸委員

また持っていきます。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

56ページ、位置図がありますよね。これ間があるじゃない。これは市道になっているわけでしょうか。

○土木管理課長

はい、そのとおりでございます。

○坂平委員

間、間が全部市道認定をしていて、これだけは市道認定してなかったのですか。

○土木管理課長

農道でありました。

○坂平委員

農道を市道認定するという事は両サイドの側溝全部、排水側溝は入っているんですか。

○土木管理課長

擁壁がほとんどでございます。留め擁壁がほとんどでございます。一部水路もあります。

○坂平委員

水路は床版がかかっているのか。農道を市道として認定する意味はどこにあるのか。現在は農道で、昔から農道で使用しておったわけでしょう。今、何で農道を市道に置き換えるのか。

○土木管理課長

穂波東小中一貫校ができて、周辺が開発されて農地がなくなり、一般車両の交通が非常に多くなったためでございます。

○坂平委員

今あなたが言うように、片一方が擁壁、片一方が水路とかいって、例えば道路排水側溝があるでしょう。これも道路敷に入れた幅員で管理しているのですか。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:44

再開 12:57

委員会を再開いたします。議案第88号の市道路線の認定に対する質問に対しての答弁を求めます。

○土木管理課長

先ほどの農道の市道認定につきましての答弁であります。平成18年度の市道認定基準がありまして、それ以降に関しては、農道につきましては4メートル以上確保できるものであり、側溝を含めないで4メートルあれば、一応、農道を市道として認めるような考え方でおります。しかしながらこの箇所につきましては、周辺にも住宅が張りついており、農道の機能としてはもうなくなった状態であります。したがって今後、車両の交通事故や、そういう案件がありま

して、要は車両規制をするに当たり、道路法に基づいた道路に格上げしたいと思っております。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について、報告したい旨の申出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「長崎屋の建物退去土地明渡について」、報告を求めます。

○商工観光課長

「長崎屋の建物退去土地明渡について」ご報告いたします。資料をお願いします。令和6年4月開催の経済建設委員会で、現地調査いただきました内野宿長崎屋の明渡強制執行手続の終了について、報告させていただきます。

令和3年4月から不法占有していました管理人の死亡に伴いまして、相続人調査を行いました結果、5人の相続人が判明しましたが、全ての相続人から相続放棄に関する受理書が提出されました。このため、亡くなった管理人に対する特別代理人の選任を申し立て、改めて強制執行に係る手続を進めておりました。

その後、令和6年5月30日に敷地内にある舞台を撤去、6月5日には管理棟内にあった残置物の収去作業が完了、9月4日には顧問弁護士から、強制執行に係る執行調書が提出されたことに伴いまして、今回の事件に関する一連の手続きが全て終了いたしております。

また、長崎屋の今後につきましては、筑穂支部自治会長会や筑穂地区まちづくり協議会など地元と十分に協議しながら、管理運営も含めた活用方法について検討してまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地方卸売市場花き部の休止について」、報告を求めます。

○農林振興課長

「飯塚市地方卸売市場花き部の休止について」をご説明いたします。資料の説明に入ります前に、休止に至るまでの経緯についてご説明いたします。

最初に、株式会社飯塚花市場の事業閉鎖についてご説明します。去る8月24日土曜日に飯塚花市場の代理人の弁護士から、8月23日付で各債権者宛てに、「ご連絡」という表題の文書が郵送されました。その内容は、飯塚花市場が8月24日付で事業を閉鎖しましたというもので、これから福岡地方裁判所飯塚支部に「破産手続開始」の申し立てを行うというものでした。この通知は飯塚市に届いておらず、8月24日に通知を受け取った取引関係者から、その日のうちに市場管理事務所の所長宛てに連絡があり、そこで初めて市も状況を把握したところでございます。

次に、飯塚花市場が事業閉鎖するまでの経緯についてご説明いたします。今回の閉鎖の理由はただいまご説明しましたとおり、同社が破産手続に入るためというものでございます。花き部の売上高につきましては、毎年、飯塚市地方卸売市場運営審議会及び飯塚市市場取引委員会を開催し、ご審議いただいていたところでございます。直近の開催となりました令和6年2月13日に、飯塚花市場の社長が会議の中でご説明された経営状況の内容としましては、コロナ禍で冠婚葬祭の催しが縮小され、その影響で花の流通量が減少したこと、物価高騰の影響で節約志向が広がり、生活必需品でない花の買い控えが進んでいること、さらには、生産者の高齢化等もあり花自体の生産量が大きく減少し仕入れ価格に影響が出ていることなどにより、大変厳しいとのご説明がなされていたところでございます。

その後の3月27日になりますが、飯塚花市場の社長が市役所を訪ねて久世副市長と面会され、飯塚花市場の経営が厳しいので市から資金支援をしてもらえないかとのご相談がありましたので、その後、市内部で対応を協議いたしました。

その後、4月9日に、飯塚花市場を訪問しまして、市としては公設の卸売業者とはいえ、市内に立地する一企業に対して経営が厳しいことを理由に資金支援をすることは難しいとの考えをご説明するとともに、市も経営再建に向けて国や県、支援機関等による支援制度の活用ができないか一緒に検討していきたいという考えをご説明しました。その際に、社長からは、市場を存続させるために、飯塚花市場を引き受けてくれる事業者を探してほしいとの依頼がございました。

その後、4月19日に、花の生産者の組織であります飯塚花き園芸組合の役員の方々と飯塚花市場の社長が両副市長への面会のため市役所へお越しになりました。その中で、組合の役員の方から市に対して「大きな市場の支店を誘致するなど、市場が存続できるようにしていただきたい」との要望がありましたので、市からは、社長が事業承継を進めたいというご意向であれば市も一緒に動く考えであること、また、事業承継の協議を相手方に要請するのであれば会社の経営状況を提示しなければいけないことを、その場でご説明し、社長の了承をいただきました。

この面会が終わりました後、事業承継の候補先について市内部で協議を行いまして、卸売業務を的確に遂行するための知識と経験等を有していることが重要との考えから、飯塚市地方卸売市場で青果部の卸売業務を行っているファーマインド新筑豊青果株式会社にご相談することといたしました。

その後、5月9日になりますが、ファーマインド新筑豊青果の社長と面会し、飯塚花市場の事業承継について検討をお願いいたしました。

その後、5月27日に飯塚花市場の社長と面会いたしまして、ファーマインド新筑豊青果に対して事業承継の検討を依頼したことを報告し、併せて経営再建に向けた方策として、中小企業診断士などの専門家による無料相談制度や、各種融資・補助金制度などの支援制度についてご紹介をさせていただきました。また、経営改善策の一つとして売掛金の回収を早期に実現するため、弁護士等に相談して法的手続きを行うことについても提案させていただきました。さらには、今後の事業承継の進め方として、福岡花市場や北九州花市場を運営している福岡花卉農業協同組合に相談することも提案いたしましたが、社長からは花卉業界は厳しいので引き受けは難しいのではないかとの回答がありました。

その後、6月17日に、飯塚花市場とファーマインド新筑豊青果、市による3者で事業承継に関する協議を行いました。このとき、ファーマインド新筑豊青果から、社内で検討を行った結果、事業承継は難しいとの正式な回答がありました。

翌6月18日に、飯塚花き園芸組合の役員の方々と、また、6月26日には買受人の組織であります飯塚花商組合の役員の方々とそれぞれ面会をし、飯塚花市場の事業承継について状況を説明するとともに、最悪の事態を想定して、仮に飯塚花市場と取引ができなくなった場合の

組合員の取引先の確保等について意見交換を行いました。

その後、7月22日に飯塚花市場の社長から市に対して、再度、資金支援をしてほしいとの相談がありましたので、前回と同様に資金支援はできないことを回答いたしました。

この当時、1年のうち最も大きな取引時期の一つでありますお盆を控えておりましたので、仮に飯塚花市場の資金が不足して盆の取引ができなくなるとなると、生産者や買受人に大きな影響が出る懸念がありましたので、飯塚花商組合の役員の方と面会し、お盆の取引が無事行われるための方策について協議を行いまして、お盆前に飯塚花市場と飯塚花商組合、飯塚花き園芸組合、市による関係4者で協議を行うことを確認しました。

その後、市から社長に対して、関係4者による協議を行うことをご提案しましたが、社長からは資金調達を優先したいということでお断りされました。その後、社長からは何とか資金調達のめどがたったとの報告がありましたが、市としましては、同社の今後の経営の見通しが見えませんでしたので、お盆を過ぎた後に、社長と両組合、市による関係4者で協議することといたしました。

その後、お盆を過ぎた8月19日に飯塚花き園芸組合、飯塚花商組合の両役員と市による3者で協議を行いまして、これまでの経過や市の対応について報告をするとともに、飯塚花市場が仮に倒産した場合の対応について意見交換をいたしました。さらに、近日中に、3者で社長に面会の申入れを行うことを確認いたしました。

その4日後の8月23日に、飯塚花市場の事務所において、社長と両組合の役員、市により4者で面会をしまして、9月2日に関係4者で協議することが決まりました。

そして先ほど冒頭でご説明しましたとおり、翌日の8月24日土曜日に飯塚花市場の代理人の弁護士から債権者宛てに文書が送付され、同日付で事業を閉鎖することが通知されました。市としましては、早急に今後の花き部の運営方針を決める必要がありましたので、週明けの8月26日月曜日に、8月24日付で花き部の業務を休止することを決定した次第でございます。

以上で花き部の休止に至った経緯についてご説明を終わります。

続きまして、今後の花き部の運営についてご説明します。配付資料の1ページをお願いします。

「1. (株)飯塚花市場について」につきましては、会社の概要を記載しているものでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、「2. 取引関係者について」でございますが、生産者につきましては、飯塚花き園芸組合に加入されておられる生産者の方が24名で、うち飯塚市内が10名、市外が14名でございます。それ以外については、以前、飯塚花市場から伺った人数になりますが、市内の生産者が5名、それ以外が少なくとも200名以上はおられるとのことでございます。次に、買受人につきましては、飯塚花商組合の組合員数は54名で、うち飯塚市内が15名、市外が39名でございます。

次に、3、令和5年度の花き部の「取扱数量及び取扱金額」についてでございますが、令和5年度の取扱数量は302万4791本で、令和4年度に比べて80.4%に減少しています。また、取扱金額につきましては、2億1728万7537円で、令和4年度に比べて77.7%に減少しております。この理由について、以前、社長に伺ったところ、それまでのコロナ禍や物価高騰の影響に加えて、買受人の中で一番の大口だった花屋さんが令和4年12月末に店の営業をやめられたことで、それ以降の取引が無くなったことが大きな要因になっているとのことございました。

次に、「4. 今後の花き部の運営について」でございますが、花卉は品目や品種が多く、小売り構造が零細であるため、生産者や買受人の皆様にとりまして、卸売市場の必要性は高く、存続を希望するご意見も頂いておりますことから、花き部の継続を前提として、新規卸売業者

の候補先の選定、交渉等を早急に進めていくこととしております。したがって、花き卸売業者が決定し再開するまでの間は花き部の卸売業務を「休止」とし、万が一、新規卸売業者の決定が不調に終わった場合には、卸売業者が不在となりますので、その際は、あらためて花き部の「廃止」について検討することとしております。

次に、「5. 花き生産者の今後の対応について」でございますが、まず、生産者におかれては、リスク分散のため、従来から飯塚花市場以外の複数の出荷先を確保されている生産者が多く、これまで飯塚花市場に出荷していた花卉については、現在の取引先に出荷するか、もしくは、新たに他の卸売市場や直売所等へ出荷することになると伺っております。ただし、高齢等の理由により、今回の事態を契機に廃業する生産者の方が出てくる可能性もあると考えております。

次に「6. 買受人の今後の対応について」でございますが、買受人の方々におかれましては、飯塚花市場の事業閉鎖後は、市内の仲卸などから仕入れをされている方が多く、他の卸売市場で仕入れるための手続きも進めておられると伺っております。ただし、買受人におかれましても、高齢等の理由により廃業する方が出てくる可能性もあると考えております。

次に「7. (株)飯塚花市場業務廃止後の市場施設の管理について」でございます。飯塚花市場が使用されていた施設につきましては、市の施設でございますので、市の条例規則にのっとり原状回復し返還していただく必要があります。現在、本市の顧問弁護士にも相談しており、今後、破産手続が開始となりましたら、相手方の破産管財人に対し、速やかに返還していただくよう協議を進めてまいります。

最後に「8. (株)飯塚花市場事業閉鎖後の経過について」でございますが、8月28日に、飯塚花き園芸組合、飯塚花商組合の両組合員と飯塚市で協議の場を設けまして、市のほうからこれまでの経過と花き部の早期再開に向けて取り組んでいくことをご説明し、両組合からは取引先の確保に向けた状況等についてご説明がなされました。

その後、9月3日に、福岡嘉穂農業協同組合、福岡県飯塚普及指導センターが主体となりまして、管内の花き生産者向けの経営支援説明会を開催いたしました。農協のほうからは、花卉の共同出荷やカホテラスへの出荷についての説明がなされ、飯塚普及指導センターからは、運転資金を確保するための公的融資制度や収入保険による「つなぎ資金」に関する説明が行われました。

翌9月4日には飯塚市地方卸売市場運営審議会を開催しまして、市からこれまでの経緯を報告しました後、飯塚花き園芸組合及び飯塚花商組合の両組合長から取引先の確保等の現状に関してご説明がなされ、その後、市から花き部の再開に向けて新たな卸売業者の選定を進めていくことについての報告を行いました。また、本審議会終了後、両組合長と市の3者で協議を行いまして、運転資金等の公的融資制度についてご説明するとともに、今後、花き部の早期再開に向けて新たな卸売業者の候補先の選定と交渉を進めていくことを確認したところでございます。

以上、簡単でございますが、「飯塚市地方卸売市場花き部の休止について」、ご報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○瀬戸委員

今、始終説明いただきましたけど、今後の花市場について話をしているということで、どこかその話は運営するという具体的な話はまだ出てないんですか。

○農林振興課長

新たな卸売業者の条件としましては、卸売業務を的確に実施していくために必要な知識や経験、また資力を有していることが第一条件であると考えております。従いまして、飯塚花き園

芸組合、飯塚花商組合をはじめ、関係者の皆様のご意見を伺いながら、早期の再開に向けて検討していきたいと考えております。具体的な候補先ということでございますけども、現時点でございますが、県内の花卉卸売市場の卸売業者ですとか、また取扱品目は異なりますが、飯塚市地方卸売市場の青果部の卸売業者でありますファーマインド新筑豊青果さんに対しても候補として考えているところでございます。

○瀬戸委員

もし、市場の運営の手が挙げられなかったとき、この市場自体は市の建物でしょうけど、どういふふうにご利用されるんですか。

○農林振興課長

仮に卸売業者が決まらなかった場合ということでございますけども、これまで現施設が建設された経緯ということもございますので、市場の流通といいますか、そういったものに活用できるような形での方法を考えていきたいというふうに考えております。

○瀬戸委員

それと、管財人が入って整理をしていくということでしたけど、中の原状回復とかいうのがありましたけど、まだ物がたくさん置いてあって、そういう物を、もし後でこの運営を受け継ぐ会社ができただけの場合、使える物とかは原状回復して、向こうが完全に使える物は売ったりはするんでしょうけど、もう全く全部、中の物は出してしまうということなんですか。その次の方が入ったときに使える物を残しておくとかそういうことではないんですか。

○農林振興課長

ただいま考えておりますのは、あくまでも原状復旧ということでございますので、今後破産手続が決まりまして、破産管財人が選任されましたら、その方と協議をする中で、市としましてはあくまでも原状復旧ということで、中に何も残っていない状況にさせていただくようにお願いすることにしております。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「かわまちづくり計画（素案）の意見募集について」、報告を求めます。

○都市計画課長

飯塚地区かわまちづくり計画（素案）の意見募集について、ご報告いたします。資料3-1「飯塚地区かわまちづくり計画」をお願いいたします。

左上の「飯塚地区かわまちづくり」についてです。遠賀川・穂波川は本市の中心市街地を南北に流れており、中心市街地にありながら、街の喧騒から離れることができる憩いの河川空間であることから、かわまちづくり計画では、まちからのアクセス改善や高水敷の広場整備等を実施することにより、水辺の新たなにぎわいを創出し、地域活性化に取り組んでいくこととしております。

次に、「かわまちづくりの目標像と3つのテーマ」です。「飯塚地区かわまちづくり」では、目指すべき目標像を「生活の質の向上・良好な自然環境・観光資源としての活用を柱にしたかわづくり」とし、この目標像に向けた具体的な取り組みを進めるため、青枠で示した「日常生活の質の向上」、「環境資源の活用」、「観光資源としてPR」の3つのテーマを設定しました。

左下の「ゾーニング計画」になります。今回の計画対象区域は、上流側は嘉麻川橋・東町橋から、下流側は国道201号が通っている新飯塚橋までとその下流側の中之島を加えた区域となります。この区域を①穂波川多目的ゾーン、②中之島多目的ゾーン、③遠賀川多目的ゾーン、④キャンプ・BBQゾーン、⑤自然環境整備ゾーンの5つに区分し、各ゾーンの特性を踏まえ

た整備・利活用・維持管理計画を展開してまいります。

続きまして右側の「実現に向けた取組み」を御覧ください。参考としまして、各ゾーンにおける整備イメージ図を掲載しております。

まず、穂波川の左岸に位置する①穂波川多目的ゾーンで、左の平面図赤枠の部分になります。このゾーンはイベント開催等の地域活性化の拠点として、歩道の設置や階段と通路の動線確保、高水敷の整正による平場の創出等を行います。

次に、②中之島多目的ゾーンで、左の平面図のオレンジ色の部分になります。このゾーンは、落ち着いた雰囲気を生かした休憩場所や花の植栽、夜のライトアップ等に利用するため、緩傾斜階段の撤去や巨石・歌碑周りの防草対策、堆積土砂の掘削、ベンチの設置等を行います。

続いて、遠賀川の右岸側、飯塚病院と防災センターの前に位置する③遠賀川多目的ゾーンで、左の平面図のピンク色の部分になります。このゾーンは日常的に運動や散策をすることで長時間の滞在を想定した憩いの場として、歩道の設置や高水敷整正による平場の確保、橋梁下の舗装、必要に応じて、遊具や移動式のトイレ等の設置を検討します。

次に、同じく遠賀川の右岸側、労働会館前に位置する④キャンプ・BBQゾーンで、左の平面図の黄色の部分になります。このゾーンは、長時間滞在できる憩いのレジャー空間として、キャンプ・バーベキューサイトや車両動線の整備、水路改修等を行います。

最後に芳雄橋の下流に位置する⑤自然環境整備ゾーンで、左の平面図の緑色の部分になります。このゾーンは、自然環境に親しみ、野鳥観察や花壇等として利用するため、堆積土砂の掘削、狭小通路の拡幅、アクセス路の設置等の整備を行います。

続きまして、資料3-2をお願いいたします。令和6年度から令和8年度までの概略スケジュールをお示ししております。現在、この素案に対する意見募集について、9月1日から9月23日までの約3週間で実施しております。その意見募集後、その意見を踏まえた最終計画案を本年度中に作成し、協議会において審査・承認を得ることとしています。策定後は、令和7年4月から6月の間に計画の申請を行い、令和7年8月の登録を目指してまいります。

計画の登録が完了すれば、令和7年度中に整備内容の詳細な検討、利活用内容・ルール・維持管理計画の詳細な検討を踏まえ、令和8年度から、国土交通省において現地の測量・実施設計に着手することになります。

最後に資料3-3をお願いいたします。今回の飯塚地区かわまちづくり計画による整備については、この支援制度を活用して実施することとしております。

右側の青枠で表示された「ハード施策による支援」の枠を御覧ください。図の中の整備メニューのうち、青色で着色されたものが河川管理者である国土交通省が整備するメニューになります。例として、高水敷の整正や階段護岸・親水護岸の整備、河川管理用通路やスロープの整備等が該当します。次に、黄色で着色されたものが、市町村等が整備するメニューになります。例として、ベンチ等の休憩施設、仮設トイレ等の整備がこれに該当します。

以上、簡単ではございますが、「飯塚地区かわまちづくり計画（素案）の意見募集について」の説明を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○農業土木課長

工事請負変更契約についてご報告いたします。資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。

令和6年4月26日の当委員会におきまして、工事請負変更契約のご報告をさせていただい

ておりました上ノ浦林道災害復旧工事の工期の変更につきまして、ご報告いたします。

本工事で使用する主要な二次製品である補強土壁が受注生産で納期が予定よりも遅れたこと、梅雨時期の降雨により盛土など施工ができない日が生じたことから、受注者と協議を行い、工期の末日を、令和6年8月30日から令和6年11月22日に変更したものでございます。

施工の場所としましては、資料の2枚目にお示ししております。飯塚市桑曲地区と、弥山・君ヶ畑地区を結ぶ上ノ浦林道の間地点付近となります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

これ、3か月間工期を延ばして、理由が補強土壁の受注生産。これは特殊製品でしょう。これは生産しているところは1者ですか。何者かいるんですか。

○農業土木課長

すみません、ちょっとそこまでは調べておりません。

○坂平委員

補強土壁、これはあなた方が発注する段階で、受注生産ということは分かっていたんですか。

○農業土木課長

受注生産というのは確認しております。

○坂平委員

発注から製品化されるまでの期間も納期も分かっているわけでしょう。これだけが理由でしょう。雨天が続いたために工期が延びたということじゃないでしょう。理由が後ろに、雨天の関係であるけど、これが受注生産ということが分かっていたら、初めから工期は分かるはずだよ。これ工期を延ばして受注業者の責任の下でしておくから増減対象にならなかったということですか、金額は。

○農業土木課長

今回につきましては工期の変更のみをさせていただいております。今後精査をしまして、金額等の変更が出る可能性もございます。

○坂平委員

工期が延びるということは工事期間の管理が、専任技術者を選任するわけよね。工期が延びれば当然経費も伸びてくるという計算式にはならないんですか。

○農業土木課長

実質上はそうなるのかもしれませんが、今の積算上ではならないようになっております。

○坂平委員

今からもあることと思うから、製品が受注生産ということは分かっているんであれば、1者しか補強土壁の特殊製品は作っていないのかどうかということ調べて、1者であるならば納期はどのぐらいの期間かかりますかということ聞いて、工期を設定すべきだと思いますよ。これ受注業者によっては、製品がすぐに入らないから、工期変更をするに当たって、専任技術者の費用も見てもらわないと駄目でしょうと言われたときは、見なければいけないような状況が発生すると思いますよ。一応そういうことがありますから注意してください。

○副委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「次期農業委員会の委員の任命等スケジュールについて」、報告を求めます。

○農業委員会事務局長

次期農業委員会の委員の任命等スケジュールにつきまして、ご報告をさせていただきます。

提出資料をお願いいたします。1、現農業委員の任期につきましては、令和7年3月31日に満了を迎え、次期農業委員の任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

2、推薦募集の人数につきましては、法令に基づき、農業委員が19名、農地利用最適化推進委員が30名となっており、各地区等の人数は2ページに記載しております。なお、1ページ下段に関係法令を抜粋しておりますが、農業委員は、法令に基づく審議事項などに対して、議決権を有する者であり、議会の同意を得て、任命されます。また、農地利用最適化推進委員は、担当地区の農地等に対して、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消などを図る者であり、農業委員会が委嘱します。

3、農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱のスケジュールにつきましては、令和6年10月7日から令和6年11月7日まで農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦及び公募の実施。応募が定員を超えた場合には、11月下旬に推薦委員会を実施し、令和7年1月14日の農業委員会総会において、推薦・公募委員の確定を行い、3月議会において、農業委員の任命議案審議によりご同意いただきますと、4月1日に市長の任命辞令交付式、4月10日に農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を行う予定としております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

工事請負契約につきまして、ご報告をさせていただきます。資料「工事請負契約報告書」をお願いいたします。

工事名は終末処理場電気設備改築工事でございます。入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、業者選考委員会において参加要件等を決定し、6月28日に入札公告を行い、7月29日に入札を執行いたしました。

入札の結果でございますが、3共同企業体から入札参加申請があり、3者による入札の結果、予定価格2億2966万5700円に対し、落札額2億1129万2400円、落札率91.99%で、雄電社・米村特定建設工事共同企業体が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります2者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

資料の2ページに入札結果表、3ページ、4ページに位置図等をお示ししております。

以上で報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。

今回ご報告をいたします工事は、土木一式工事2件、専門工事1件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、1件目及び2件目につきましては、条件付

き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内土木一式工事のS等級及びI等級に格付されている要件等を決定し、執行いたしております。3件目につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、専門工事とび（交通安全）に登録されている業者で、競争路緩衝柵改修工事の元請としての施工実績を有する業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。

中地区排水路改良工事につきましては、15者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2004万800円、落札率91.99%で、株式会社フジイが落札しております。なお本件の入札につきましては、最低制限価格によります14者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。相田公営住宅（Hブロック）造成工事につきましては、14者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9094万8千円、落札率91.59%で、有限会社荻原建設が落札しております。なお、本件の入札につきましても、最低制限価格によります14者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。競走路緩衝柵改修（その2）工事につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6725万6200円、落札率90.7%で大成ロテック株式会社が落札いたしております。なお、本件の入札につきましても、最低制限額によります2者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

資料4ページから6ページに入札結果表、7ページから9ページには位置図を添付いたしております。

以上、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。